

＜対策のポイント＞

生態系に配慮した持続的な漁業管理の強化のため、違法漁業防止寄港国措置協定（PSM協定）の実施に係る支援やワシントン条約（CITES）に対する科学的な勧告作成等の支援に必要な経費を支援します。

＜政策目標＞

PSM協定の批准国数（目標値：70カ国）[令和8年度まで]

＜事業の内容＞

1. IUU漁業対策支援促進事業 42（-）百万円

- （ア）PSM協定実施支援：PSM協定の確実な実施のため、**地域の実態に即した指針の作成等を通じ、途上国における能力開発等**を実施。
- （イ）データ収集能力向上：PSM協定への新規参入の促進や協定の確実な実施に向け、**漁業データ収集能力の向上等のための能力開発**を支援。
- （ウ）地域漁業管理機関（RFMO）等を通じた能力強化：RFMO等の漁業管理の促進のため、**優良事例の幅広い導入に向けた能力開発や、RFMO横断的な知見共有のためのワークショップの開催等**を支援。

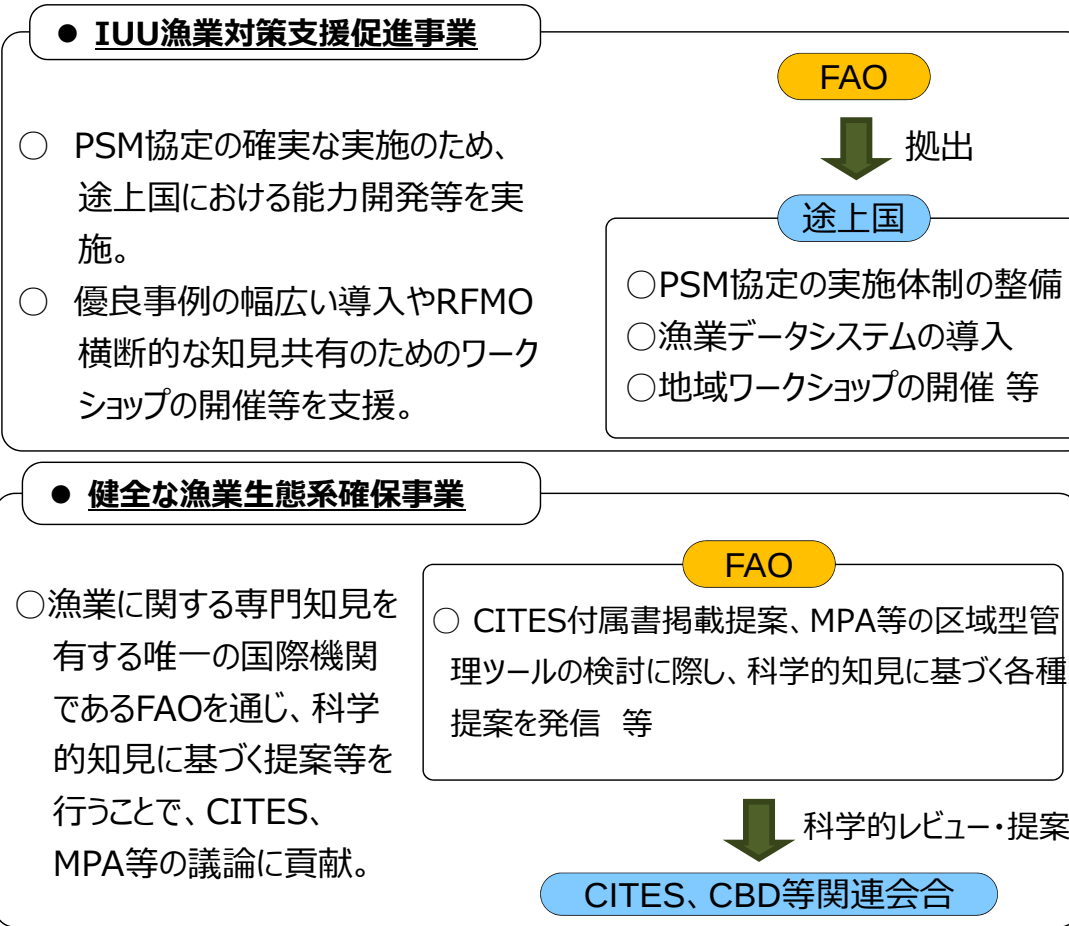
2. 健全な漁業生態系確保事業 6（-）百万円

- （ア）漁業対象種のワシントン条約（CITES）掲載評価：CITES附属書へ掲載し国際取引を規制する動きが活発化する中、科学的知見に基づく漁業対象種の附属書掲載が行われるよう、**附属書掲載種の資源状況、漁業管理の実施状況、貿易の影響等についての専門家によるレビュー等**を実施。
- （イ）海洋保護区（MPA）等区域型管理ツールに基づく管理：科学的知見に基づくMPA等の管理措置導入のため、**管理規則の作成や生物多様性条約（CBD）等関連会合への専門家派遣等**を支援。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ（例）＞



【お問い合わせ先】（1）大臣官房海外投資・協力グループ（03-3502-5913）
（2）水産庁国際課（03-3591-1086）